

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件

(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第9準備書面

平成25年4月4日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子晃

弁護士 梅津有紀

弁護士 福田恵太

弁護士 島津守

弁護士 栗田祐太郎

訴状「請求の趣旨」第3項における「OSU」の共用につき、次のとおり補足します。

1 原告らが被告らとの共用を求めるOSUについて

原告らが、本件訴訟において、被告らとの共用を求めるOSUは、訴状に記載したとおり「原告らがシェアドアクセス方式でFTTHサービスを提供するために被告らに求める接続につき、1分岐単位の接続が可能となる被告局舎内の光信号主端末回線収容装置（Optical Subscriber Unit、OSU）」（請求の趣旨第3項）です。

なお、FTTHサービスとは、広義には、光ファイバを利用した幅広いサービスを指すところ、請求の趣旨における「FTTHサービス」とは「光ファイバを利用したインターネット接続サービス」を指すものであります。

原告らが本件訴訟において被告らに対して請求するのは、原告第8準備書面4頁・5頁に記載したとおり、「ベストエフォート型のFTTHサービス」にかかる接続であり、また、同書面において『Bフレッツ』等に相当するサービス」と記載した意図は、「帯域確保」「優先制御機能」というようなオプション機能を用いるインターネット接続サービスにかかる接続は本件訴訟においては請求しないというものに過ぎず、「ベストエフォート型のFTTHサービス」に該当するものであれば、本件訴訟の請求の対象となり、被告らのブランド名（「フレッツ」「ネクスト」等）如何によって原告らの請求が影響を受けることはありません。

2 原告らが被告らとの共用を求めるOSUについて、原告らがサービス名や中継網と関連付けた事実はないこと

原告らは、本件訴訟において共用を求めるOSUにつき、これを「地域IP網に接続するOSU」（被告準備書面（7）4頁）に限定し、あるいは、（平成25年3月21日の期日において被告代理人が使用した表現によれば）「BフレッツのささっているOSU」に限定した事実はありません（原告第8準備書面4頁以降参照）。

3 「BフレッツのささっているOSU」という限定が無意味であること

(1) 被告らは、「ネクスト」というサービスについて、「『Bフレッツ』と最も異なるのは、NTT東日本の次世代ネットワーク（NGN）を利用している点」（甲17）にある等と述べ、同ネットワークは、「帯域確保」や「優先制御」を有することが特徴であると述べていたところであります（被告準備書面（1）8頁から14頁）。

しかしながら、被告らは、本件訴訟において、両サービス（「Bフレッツ」等及び「ネクスト」）は共にベストエフォート型のインターネット接続サービスであり（被告準備書面（1）11頁表）、同種の（NGN上の）収容ルータに現在（または近い将来）、混在収容され（被告準備書面（7）同6頁）、さらには現在（または近い将来）、中継網にNGNを用いるという点でも同一であるとも述べています（同2頁ほか）。

それにも拘わらず、被告らは、平成25年3月21日の期日において、突如として、「原告らが被告らに対して共用を求めるOSUは『BフレッツのささっているOSU』であるか否か」という趣旨の問い合わせを投げかけているところ、その趣旨が不明確であることを指いたとしても、上記両サービスは原告らが本件訴訟において接続を求める「ベストエフォート型のFTTHサービス」という点で同等であることに加え、収容ルータや中継網の状況が上記のとおりであるとするならば、原告らが被告らに共用を求めるOSUが「BフレッツのささっているOSU」であるか否かという区別は無意味であるといわざるを得ず、被告らの主張は理解に苦しみます。

本件訴訟における原告らの請求内容は、あくまで、上記1において述べたとおりです。

(2) さらに、「Bフレッツ」が使用する網の大半が地域IP網からNGNに移行されたという事実が被告準備書面（6）4頁以下において初めて明らかに

されたものであるように、被告らは、接続事業者である原告らを始め、同サービスを利用する消費者に対しても詳細を告知しないまま、ブランド名（「Bフレッツ」、「ネクスト」等）や設備構成（収容ルータ、中継網等）を一方的に変更することが可能です。

すなわち、本件訴訟継続中に、被告らが原告らに事前に告知することなく、サービス名やサービスの提供に用いている設備・システム等を自由に変更した結果、被告らがいう「BフレッツのささっているOSUなるもの」が消滅する可能性すら否定できません。

現に、原告らは、被告らに対して、「Bフレッツ」はNGNを利用しないという被告らの説明（被告準備書面（1）8から14頁、甲17等から読み取れる事実）を前提として、光ファイバを利用したインターネット接続サービスを提供すべく、平成19年以降、地域IP網への接続を念頭に置いて請求をしていたところ、被告らがこの説明を実質的に変更した上（すなわち「Bフレッツ」が使用する網の大半が地域IP網からNGNに移行されたことを指す、被告準備書面（6）3から9頁）、原告らの請求が地域IP網への接続しか求めないものと不当な限定解釈をしているものであります（かかる解釈が許されないことについては、原告第8準備書面5頁のとおり）。

(3) そもそも、被告らにおいて、OSUの共用に必要な情報を十分開示しないまま、原告らに対して接続内容の特定を求めるることは、それ自体、電気通信事業法が禁ずる接続拒否に該当するものともいえます。

なお、原告第8準備書面別紙3の図は、被告準備書面（6）5頁の図に対応させて作成した参考図（イメージ図）であり、被告らが今後この図を修正する場合には、これに対応して変更が予定されるものであります。

そのため、原告第8準備書面別紙3の図は、訴状における請求の趣旨とは直接の関係にはありません。

以上